

# 牧之原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月15日  
牧之原市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

### 1 農業の現況

本市は、静岡県の中西部に位置し、北は牧之原台地、南は駿河湾に面しており、気候は温暖多雨で、農作物の栽培に適していることから種々多様な農業経営が展開されている。

北西部に広がる牧之原台地とそれに連なる丘陵地帯では、茶や柑橘類の栽培が盛んに行われており、平野部では水稻やレタス等の野菜類、海岸部では大根や施設園芸作物などの生産がされている。

しかし、本市の農業を取り巻く情勢は年々厳しさを増しており、農産物価格の低迷や農業従事者の高齢化、後継者不足など様々な問題に直面している。特に中山間地においては耕作条件の不利も要因となり、今後、急速な農地の荒廃が懸念されている。

それぞれの地域によって、農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じた取り組みを検討するとともに、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下、「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用し取り組んでいく必要がある。

### 2 法的根拠

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、牧之原市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

### 3 検証

この指針は、農業委員及び推進委員の改選年度に検証し、必要に応じて見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和4年3月)	3,522 ha	252 ha	7.16 %
3年後の目標 (令和7年3月)	3,471 ha	101 ha	2.90 %
目 標 (令和9年3月)	3,403 ha	0 ha	0 %

※管内の農地面積・・・耕地及び作付面積統計における耕地面積

※遊休農地面積・・・農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の面積

※(A)の目標においては、管内の農地面積から年17haの「かい廃」を見込む

※【目標設定の考え方】

令和3年度の利用状況調査で判明した遊休農地(A分類のうち緑判定)を令和4年度から8年度の5年間で解消するため、令和3年度の五分の一ずつ毎年度減少させる目標としている。「農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知)」より)

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員と推進委員及び関係機関が連携し、農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から日常的に農地パトロールの中で行っている違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

##### ② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査において、農地への再生利用が困難と判断した土地については、所有者等の将来的な意向を踏まえ、農業委員会及び関係機関と協議の上、「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和4年3月)	3,522 ha	2,665 ha	75.67 %
3年後の目標 (令和7年3月)	3,471 ha	2,717 ha	78.27 %
目 標 (令和9年3月)	3,403 ha	2,722 ha	80.00 %

※管内の耕地面積・・・耕地及び作付面積統計における耕地面積

※集積面積・・・担い手の農地利用集積状況調査（担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている面積）

※（A）の目標においては、管内の農地面積から年17haの「かい廃」を見込む

※【目標設定の考え方】

牧之原市基本構想における10年後の目標値「80%」であるが、5年度に目標達成できるように目標を設定する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、静岡県、牧之原市、静岡県農地中間管理機構、ハイナン農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経

営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域の実情に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て、静岡県知事の裁定で農地中間管理機構が利用権設定を行うことができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	
	個人	法人
現 状 (令和4年3月)	2 人	35 法人
3年後の目標 (令和7年3月)	2 人	37 法人
目 標 (令和9年3月)	2 人	39 法人

※【目標設定の考え方】

牧之原市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画から算出。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

静岡県、全国の農業委員会ネットワーク機構、静岡県農地中間管理機構等と連携

し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（個人、法人）を把握し、必要に応じてサポートする。

② 新規就農フェア等への参加について

静岡県、牧之原市、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業も地域の担い手確保の有効な手段であることから、静岡県農地中間管理機構も活用して、企業の農業参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

牧之原市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、牧之原市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力